

埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の数は、原則として10人以内とし、協議会の開催の都度、協議会の事務局が会議室の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込の受付は、協議会の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

(傍聴者の決定等)

第4条 傍聴申込者の数が、第2条第2項で定めた傍聴席の数を超えた場合は、抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申込者の数が傍聴席の数に満たない場合は、傍聴申込者全員を傍聴者として決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 第4条第1項に基づき、決定した傍聴者以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に必要な指示をさせたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。